

函館市生活保護法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年6月4日

函館市長 大 泉 潤

#### 函館市規則第40号

函館市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

函館市生活保護法施行細則（平成12年函館市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第17条の見出しを「（進学・就職準備給付金の支給の申請書）」に改め、同条中「別記第34号様式」を「市長が別に定める様式」に改める。

第18条の見出しを「（進学・就職準備給付金決定調書）」に改め、同条中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に、「別記第35号様式」を「市長が別に定める様式」に改める。

第19条の見出しを「（進学・就職準備給付金の決定の通知）」に改め、同条中「進学準備給付金の」を「進学・就職準備給付金の」に、「において、進学準備給付金を支給することと決定したときは別記第36号様式の通知書により、進学準備給付金を支給しないことと決定したときは別記第37号様式の」を「は、支給の可否を決定し、市長が別に定める」に改める。

第20条第1号中「別記第38号様式」を「別記第34号様式」に改め、同条第2号中「別記第39号様式」を「別記第35号様式」に改める。

別記第34号様式から別記第37号様式までを削り、別記第38号様式を別記第34号様式とし、別記第39号様式を別記第35号様式とする。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている進学・就職準備給付金に係

る申請書は，改正後の函館市生活保護法施行細則の相当規定により提出された申請書とみなす。